

次期多摩市交通マスタープラン策定委託標準要求書

1 業務の概要

本業務については、計画期間を平成30年度から令和6年度とする現多摩市交通マスタープランの後継計画となる、次期多摩市交通マスタープラン（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画）の策定を行うため、各種調査・分析、各種資料作成、計画案作成及び関係会議体の運営支援等を委託するものである。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで。

3 計画策定対象区域

多摩市全域

4 委託内容

実施条件：①、② - ア及び③等の結果等については、市域全体及び8つの地域ごとにまとめること。（8つの地域ごとの区分けについては、本資料の最終頁を参照すること。）

① 多摩市の地域公共交通に係る各種データ・資料の収集、調査、分析等

実施時期：令和6年度中には必要作業の大方は完成させ、令和7年度は時点修正、フォロー作業等になると想定

- ア 人口動向、人口分布、市内の移動特性、地形及び施設の立地等の多摩市の地域特性の把握に向けた作業
- イ 市内の公共交通網、公共交通機関の利用状況等の把握に向けた作業
※ 市内の路線バスにおけるシルバーパス利用状況の把握調査も含む
- ウ 国及び東京都における地域公共交通施策（法令、計画、基本方針、補助金事業等）に係る動向等
- エ 多摩市の関連行政計画等の確認、整理等（庁内組織は立ち上げませんが、必要に応じて、都市計画、経済観光、福祉部門等とのヒアリング等も想定）
- オ その他次期多摩市交通マスタープラン策定に必要な各種データ・資料の収集、調査、分析等

② 市民・利用者ニーズの把握等

- ア 各種アンケートの実施

実施時期：令和6年度中には必要作業の大方は完成させ、令和7年度はフォロー作業等になると想定

※ 無作為抽出アンケート等を実施する場合、対象者のデータは多摩市から提供するが、封筒の準備、郵便料の負担、発送等のその他の作業は全て委託費用に含めること。また回収方法については、郵送にこだわらずweb回答による方法等も可とする。

- イ ワークショップ等の開催

開催時期：令和7年度第1四半期ごろを想定

開催場所：市内3ヶ所（聖蹟桜ヶ丘、永山、多摩センター・唐木田）ごとに1回／計3回を想定

- ウ 報告会等の開催

開催時期：令和7年度第3四半期ごろを想定（パブリックコメント実施時期と合わせて）

開催場所：市内3ヶ所（聖蹟桜ヶ丘、永山、多摩センター・唐木田）ごとに1回／計3回を想定

- エ パブリックコメント

実施時期：令和7年度第3四半期ごろを想定

- オ その他次期多摩市交通マスタープラン策定に必要な市民・利用者ニーズの把握等

③ ①及び②の内容等も踏まえた移動需要の予測、市の特性（強み・弱み）・課題の把握、課題に対する対応策（今後の社会状況の予想される変化を踏まえた）といった具体的な提案等

実施時期：令和6年度から令和7年度にかけて、素案、案の作成業務と連携して実施するものと想定

④ 多摩市地域公共交通会議（法定協議会）の運営支援業務

※ 次期プランの作成にあたっては、本会議以外にも部会（主に交通事業者等で構成される）も立ち上げる予定としている。

※ 多摩市地域公共交通会議（法定協議会）については、下記リンク先を参照すること。

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/shingikai/toshikoutsu/1006116/1006117.html>

開催時期：令和6年度については最大で年3回開催、令和7年度については最大で年6回開催を想定
ア 会議資料の作成、会議への出席等

⑤ 次期多摩市交通マスタープラン素案、案の作成業務

実施時期：令和6年度からの①、②の業務等の結果等を踏まえ、素案等について検討を始めるが、具体的な形となるのは令和7年度に入ってからと想定

ア 素案の作成～印刷（多摩市では素案でパブリックコメントに臨んでいる）

イ 案の作成～印刷（パブリックコメントでの意見等を反映したものとなる）

⑥ 東京都、国等の補助金申請に係る資料作成等

本事業については、東京都が実施する『東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金』事業を活用する予定である。

⑦ 道路交通課交通係との打ち合わせ・調整等

5 成果物

ア 調査報告書（業務の各段階で作成された成果をまとめたもの）50部

イ 次期プラン及び概要版 各100部

ウ その他関連資料 一式

エ 成果品の電子データ 一式（多摩市でも修正及び印刷可能なファイル形式（ワード・エクセル及びPDFファイル）でCD-ROM又はDVD-ROMに格納し納品）

6 その他

- (1) 業務遂行上不明な点については、市に報告し、その指示に従うこととする。
- (2) 本業務において作成された資料、報告書、計画等の著作権は市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務における資料、報告書、計画等を当該業務においてのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 本標準要求書については、プロポーザルにて発注を行う業務の標準的な内容を示すものである。本件委託の仕様の詳細については、最適受託者が決定した後、市と協議・調整の上、決定するものとする。

8 地域の町丁字の対応表

地域名	町丁字名	地域名	町丁字名	地域名	町丁字名
第1地域	関戸1丁目	第4地域	和田	第7地域	貝取2丁目
	関戸2丁目		百草		貝取3丁目
	関戸3丁目		落川		貝取4丁目
	関戸4丁目		東寺方		貝取5丁目
	東寺方1丁目		東寺方3丁目		豊ヶ丘2丁目
	一ノ宮1丁目		和田(百草団地)		豊ヶ丘3丁目
	一ノ宮2丁目		和田3丁目		豊ヶ丘4丁目
	一ノ宮3丁目		諏訪1丁目		豊ヶ丘5丁目
	一ノ宮4丁目		諏訪2丁目		豊ヶ丘6丁目
第2地域	連光寺1丁目	第5地域	諏訪3丁目		落合2丁目
	連光寺2丁目		諏訪4丁目		落合3丁目
	連光寺3丁目		諏訪5丁目		落合4丁目
	連光寺4丁目		永山1丁目	落合5丁目	
	連光寺5丁目		永山2丁目	落合6丁目	
	連光寺6丁目		永山3丁目	南野1丁目	
	聖ヶ丘1丁目	永山4丁目	南野2丁目		
	聖ヶ丘2丁目	永山5丁目	第8地域	山王下1丁目	
	聖ヶ丘3丁目	永山6丁目		中沢1丁目	
	聖ヶ丘4丁目	乞田		中沢2丁目	
	聖ヶ丘5丁目	貝取1丁目		唐木田1丁目	
	馬引沢1丁目	豊ヶ丘1丁目		唐木田2丁目	
馬引沢2丁目	落合1丁目	鶴牧1丁目			
第3地域	関戸5丁目	第6地域	愛宕1丁目	鶴牧2丁目	
	関戸6丁目		愛宕2丁目	鶴牧3丁目	
	貝取		愛宕3丁目	鶴牧4丁目	
	桜ヶ丘1丁目		愛宕4丁目	鶴牧5丁目	
	桜ヶ丘2丁目		鶴牧6丁目		
	桜ヶ丘3丁目		南野3丁目		
	桜ヶ丘4丁目				